令和9年度

大田市認可保育所等利用のご案内



©2012　大田市　らとちゃん　K648

大田市　こども未来部　こども政策課　保育・幼稚園係

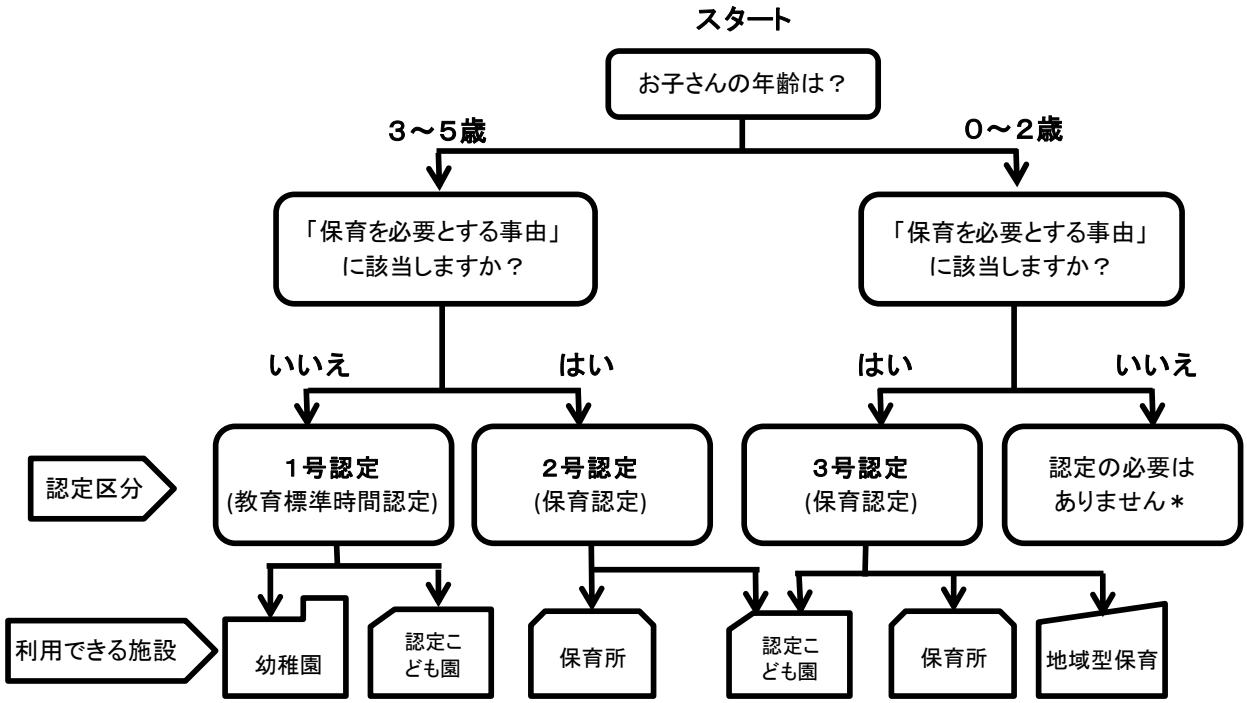
〒694－8502　大田市大田町大田口1111

TEL　0854－83－8149、8196（直通）

FAX　0854－82－9730

もくじ

1．入　所　申　込　の　条　件……2
2．入所申込における注意点……2
3．利　用　可　能　な　施　設……2
4．教　育　・　保　育　給　付　認　定……3
5．入　所　申　込　書　類……4
6．入　所　の　流　れ……5
7．保　育　料　に　つ　い　て……6
8．広　域　入　所　に　つ　い　て……7
9．教育・保育給付認定（利用）後の注意……7
１０．よくある問い合わせ（Ｑ＆Ａ）……8
１１．保　育　施　設　一　覧……9



令和９年度　保育年齢区分表 （4月１日時点での年齢）	
保育年齢	生年月日
５歳児クラス	R3.4.2　～　R4.4.1
４歳児クラス	R4.4.2　～　R5.4.1
３歳児クラス	R5.4.2　～　R6.4.1
２歳児クラス	R6.4.2　～　R7.4.1
１歳児クラス	R7.4.2　～　R8.4.1
０歳児クラス	R8.4.2　～

＊必要に応じて一時保育を利用できます。

※「保育を必要とする事由」については３ページを参照ください。



1. 入所申込の条件

保育所とは、保護者が仕事や病気などにより**児童を家庭で保育できない場合**に、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。したがって、**「集団生活を経験させたい」などの理由だけで入所申込はできません。**

入所申込をするためには、次の条件を満たすことが必要です。

① 大田市に住民票があること（転入予定の場合も含む）

② 保護者（**父母いずれも**）に、「保育を必要とする理由」（４．教育・保育給付認定をご覧ください）があること

2. 入所申込における注意点

◎ 保育所の受け入れ状況により、**第１～3希望以外の保育施設を案内する場合があります。**

◎ 入所希望日は、原則「各月の初日」からです。

◎ **入所決定は先着順ではありません。**保育の必要性の高い児童から順に入所を決定します。

◎ 各書類の記入例や注意事項をよく確認して記入してください。申込締め切り時点で書類に不備や不足がある場合は入所審査で不利になります。

◎ 提出された書類の記載内容と事実が異なると判明した場合、入所内定を取り消すことがあります。

◎ 各書類を提出される方は、**運転免許証等の本人確認ができるものをご提示**ください。

◎ 申請書を提出した後、**世帯状況や就労状況などに変更があった場合には届出が必要**です。変更により、認定や保育料、利用時間等が変わる場合がありますので、**速やかにこども政策課へご連絡ください。**

3. 利用可能な施設

大田市で利用申込ができる保育施設は、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業の３つです。

✿認定こども園✿

	実施年齢	内　　容
教育認定	３～５歳	幼稚園と同様の幼児教育を行います。保育を必要としない児童を受け入れます。
保育認定	０～５歳	保護者の就労等により、家庭での保育を必要とする児童を受け入れます。

✿認可保育所✿

実施年齢	内　　容
０～５歳	保護者の就労等により、家庭での保育を必要とする児童を受け入れます。

✿地域型保育事業✿

事業名	実施年齢	内　　容
家庭的保育事業	０～２歳	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員５人以下）保育をします。
事業所内保育事業（地域枠）		企業の保育施設などで、従業員の児童と地域において保育を必要とする児童を一緒に保育します。



4. 教育・保育給付認定

保育所等の利用を希望する保護者の方には、**「保育を必要とする認定（教育・保育給付認定）」**を受けていただく必要があります。

保護者からの申請に基づき、認定区分を決定し、教育・保育給付認定証を大田市から交付します。

事由により、保育の認定期間・保育を受けられる時間が異なります。

教育・保育給付認定…教育・保育の給付を受ける資格があることを認定するものです。
年齢や保育の必要性、保育の必要量により区分されています。

	保護者の状況 （保育を必要とする事由）	利用できる期間	標準時間	短時間
1	月 48 時間以上の就労 **（家事・育児を除く）**	児童の小学校就学前まで	証明書の就労時間＋通勤時間を基に決定 目安：120 時間以上の就労→標準時間 **（※1）** 120 時間未満の就労→短時間　**（※2）**	
2	産前産後（未就労の方）	出産予定月の前後２ヶ月の間	○	○ 希望により利用可
3	疾病・けが・障がい	療養の必要がなくなるまで	○	○ 希望により利用可
4	親族の介護・看護	介護･看護の必要がなくなるまで	○	○ 希望により利用可
5	災害復旧	災害復旧が終了するまで	○	○ 希望により利用可
6	求職活動	開始日から 90 日を経過する日の属する月の末日まで	×	○
7	就学・職業訓練	卒業（修了）月の月末まで	就学時間＋通学時間を基に決定 目安：120 時間以上の就学→標準時間 **（※1）** 120 時間未満の就学→短時間　**（※2）**	
8	児童虐待・ＤＶ	事由が解消されるまで	○	○ 希望により利用可
9	育休取得中の特例利用	保育所入所中のきょうだい児について、育児休業が終わる日の属する月の末日まで	就労時の状況による （希望により短時間での利用可）	
10	市が特に認める場合	市長が必要と認める期間	状況による	

※1　120 時間以上の就労（就学）でも入所（内定）中の保育施設の設定した「短時間保育」の時間枠で利用可能な場合は「短時間認定」となります。

※2　就労証明書等により妥当性が確認できる場合は、「標準時間認定」を受けることができます。

※原則、上記区分に基づき認定を行いますが、特別な事情等がある場合は、こども政策課までご相談ください。

5. 入所申込書類



① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

② 申請児童状況票

③ 保育を必要とする事由を証明する書類（父母それぞれに１部）

④ 確認書

⑤ （在宅障がい世帯の方のみ）障がい手帳等のコピー

⑥ 運転免許証等の本人確認ができるもの（窓口の場合は提示、郵送の場合は申請者分の写しを添付）

⑦ 個人番号(マイナンバー)届出書

保育を必要とする事由	提出書類	注意事項
月48時間以上の就労 (自営、農業、漁業、内職)	就労証明書	単身赴任の場合も提出が必要です。 ※**入所希望月の翌14日までに復職**の方のみ入所選考の対象となります。 ※自営の方は併せて**開業届または確定申告書**のコピーを提出してください。
求職活動 (内定しているが、就労証明書が発行できない)	誓約書兼求職活動報告書	ハローワークの登録証または内定通知等の活動記録が分かるもののコピーを提出してください。
妊娠・出産（未就労の方）	保育を必要とする申立書	**母子健康手帳の表紙と分娩予定日の分かるページのコピー**を提出してください。
疾病・障がい 介護・看護をしている		**介護保険証等のコピー**を提出してください。
災害復旧		**り災証明書**を提出してください。
就学・職業訓練校		**職業訓練学校・大学等の在学証明書または学生証のコピー、就学時間のわかるもの**を提出してください。

※書類は提出時に証明日から**３か月間**を経過しているものは無効とします。

※必要に応じて、別途書類をお願いする場合があります。

※受付期間中はオンライン申請も可能です。

↓オンライン申請用二次元コード



6. 入所の流れ

認可保育所、地域型保育事業所および認定こども園(保育認定)の入所の流れは以下のとおりです。

【4、5月入所希望の場合】

11/16～12/14	入所申込受付**(＊1)**
⇩	
2月下旬	内定通知発送
⇩	
3月上旬	保育施設で面接・健康診断**(＊2)**
⇩	
3月下旬	入所決定通知書発送
⇩	
4月中旬	保育料決定通知書発送

【6月以降入所希望の場合】

入所希望月の 前々月末日まで	入所申込受付**(＊1)**
⇩	
入所希望月の 前月5日ごろまで	受入可否の案内 （こども政策課より電話にて連絡）
⇩	
入所希望月の前月中	保育施設で面接・健康診断
⇩	
入所希望月の 前月下旬	教育・保育給付認定証・入所承諾 通知書発送
	（保育料の通知）

(＊1)【市役所こども政策課・各支所・市内各保育施設】にて入所書類配布・申請書提出を受け付けております。
(＊2) 日程は、内定通知と一緒に案内を送付します。

認定こども園(教育認定)の利用をご希望の場合は、先に利用を希望する施設に直接お申込みいただき、施設より発行される内定通知を添えて、こども政策課へ入所申込をしてください。

7. 保育料について

◆算定方法

保育料は世帯の市町村民税額や教育・保育給付認定区分、きょうだいの状況等により決定します。

〇3 歳児以上のすべての児童の保育料は無償となります。※別途副食費の負担が必要です。（下記参照）

〇3 歳児未満の児童の保育料については父母の市町村民税額の合計で算定します。

※父母の所得金額の合計が 58 万円未満の場合は、同居している祖父母等のうち、所得が一番多いかたを「家計の主宰者」とし、家計の主宰者と父母の市町村民税額を合計し、保育料を算定します。

世帯分離をしておられる場合であっても、住所が同じ場合は同居とみなします。

※市町村民税は「住宅借入金等特別控除」等を適用する前の金額です。

〇毎年４月と９月に保育料の切り替えを行います。

令和９年４月～８月の保育料	令和９年９月～令和１０年３月の保育料
令和８年度市町村民税により決定 （令和７年中の収入に基づく市町村民税）	令和９年度市町村民税により決定 （令和８年中の収入に基づく市町村民税）

〇保育料は、年度当初（令和９年 ４ 月 1 日現在）の年齢で算定します。年度途中に誕生日を迎えても保育料の変更はありません。

〇大田市以外で課税されている場合は、マイナンバー制度の情報連携に基づき、課税自治体から所得課税情報を取得します。

〇**未申告の場合は、保育料を最高額**として決定します。

〇市町村民税申告書の提出などにより年度途中で市町村民税課税額が変更になった場合は、その確認ができた翌月から保育料を再算定しますので、必ずご連絡ください。

〇転居や婚姻・離婚などにより世帯状況が変わった場合、その事実が発生した翌月から保育料を再算定します。必ずご連絡ください。

〇保育所によって、3 歳児以上の主食費や保護者会費、遠足の交通費等の負担が別途必要です。

〇保育所等を欠席された場合でも保育料はお支払いいただきます。

〇3 歳児以上の児童は副食費（給食の食材料・おやつ・牛乳・お茶代）の負担が必要となります。なお、年収 360 万円未満相当の世帯や出生順位が第 3 子以降の児童の場合は、副食費が免除となります。

◆納付方法

施設を利用した月の保育料または副食費の納付期限は、その月の末日です。**なお、納期限内に納付されない場合は、督促状の送付や市から連絡、訪問などを行う場合があります。**

〇保育料は、**口座振替による納付**をお願いしています。入所決定後、金融機関に**「大田市口座振替依頼書（＊）」を提出**してください。　＊口座振替依頼書は、こども政策課または金融機関にあります。

振替日は原則月の末日です（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります）。

※スマートフォン決済（PayPay、しんきんPayB、ｄ払い、au PAY、楽天ペイ、AEON　Pay）をご希望の場合は、納付書をご利用ください。

【認定こども園、地域型保育事業所を利用される場合】

保育料または副食費は直接施設へお支払いいただくことになります。お支払いの方法については、各施設にお問い合わせください。

【私立保育所を利用される場合】

副食費は直接施設へお支払いいただくことになります。お支払いの方法については、各施設にお問い合わせください。

8. 広域入所について

〇大田市在住で、大田市外の保育施設を希望するとき

・大田市外で働いている、里帰り出産をする等の理由で、大田市外の保育所へ入所を希望することができます。

・入所の申し込みは大田市へ提出してください。

※住民票の異動がある場合は、異動先の市区町村へ入所申込を行ってください。

注 意 事 項（入所を希望する保育施設のある市区町村に確認してください。）

〇 市外在住者の入所を受け付けているかどうか（受け付けていない市区町村もあります。）

〇 保育施設の空き状況（受入の可否は保育施設のある市区町村が決定します。）

〇 その他、入所申込に関して注意すべきこと

※入所の可否結果については、保育施設のある市区町村の決定を受けてから決定しますので、大田市内の保育施設に申し込みをされた場合に比べ、お知らせの時期が遅くなりますのでご了承ください。

9. 教育・保育給付認定（利用）後の注意

教育・保育給付認定申請中や施設利用後に申込書の記載事項に変更があったときは、届け出が必要となります。

〇児童・保護者の居住地・氏名の変更（保護者の婚姻・離婚・死亡など）

〇世帯の構成員の増減（保護者の婚姻・離婚・死亡など）

〇仕事を辞めた・転職した

〇求職中であったが、仕事が決まった

〇市町村民税額が変更になった

〇その他、申込事項に変更があったとき

※申請内容と実態が異なることが判明した場合、また保育の必要性の事由に該当しなくなった場合には保育認定を取り消します。変更があった場合は届け出忘れにご注意ください。

求職中にて入所された場合は、原則「認定開始日から 90 日を経過する日の属する月の月末まで」の入所となります。期限までに「家庭で保育できないことを証明する書類」を提出いただかない場合は、退所となる場合があります。

※家庭で保育できないことを証明する書類とは以下のような書類を指します

・就労証明書

・保育を必要とする申立書



10. よくある問い合わせ(Q&A)

Q1　申込期限を過ぎていますが、事前に園にお話ししていたので、入所できますか？

A. 申込期限を過ぎたものに関しては、入所ができません。
口頭ではなく、書類の提出が必要ですので、期限内で必ず提出をお願いいたします。

Q2　入所申込をすれば、必ず入所できますか？

A. 必ず入所できるとは限りません。

＊保育施設には入所可能定員があり、定員を超える申込があった場合は利用調整を行います。
利用調整によって優先度の高い申請者から入所を決定します。希望の保育施設に空きがない場合、他の空きがある保育施設を案内することがあります。

Q3　保育施設に問い合わせをしたところ「定員に空きがある」と言われたのですが、入所できますか？

A. 入所決定は優先順位に基づき市が行いますので、入所できない場合があります。

＊提出された書類の内容をもとに、優先度の高いかたから順に調整を行い、入所決定となります。

Q4　住民票を移さず、大田市へ里帰り出産する予定ですが入所申込はできますか？

A. 現在お住まいの市町村で手続きしてください。

＊入所申込は住民票がある市区町村にて手続きをすることになっています。詳しくはお住まいの役所でお問い合わせください。

Q5　現在妊娠中ですが、出産後復職予定（または求職活動）のため入所申込はできますか？

A. できます。

＊申込書の名前・性別等は空欄で、生年月日の欄に出産予定日を鉛筆等で記入してください。

Q6　年度途中で３歳の誕生月を迎えます。誕生月から保育料無償化の対象となりますか？

A. ３歳未満の区分で計算されます。
その年度の４月１日時点の年齢で保育料は計算されます。年度途中で３歳になった場合でも、その年度中は３歳未満の区分で保育料を計算します。（1 号認定を除く）

Q7　就労時間が変わったので、保育所を標準時間で利用したいです。手続きが必要ですか？

A. 手続きが必要です。
変更後の就労時間が記載された「就労証明書」及び、「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」の提出により、保育所の利用時間を変更します。「就労証明書」「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」は市役所こども政策課、各支所または各保育施設に設置してあります。

Q8　月途中で就労・退職をしました。保育所の利用時間はいつから変わりますか？

A. 就労が決まった場合は、その就労日から、退職をされた場合は、退職日の翌月から利用時間が変更になります。
利用時間の変更には手続きが必要です。手続きについてはQ6 をご覧ください。

○○○　保育施設一覧　○○○

（利用定員・開所時間・受入年齢は令和９年度予定）

2号（3～5歳）・3号（0～2歳）

◆認可保育所・認定こども園

施設名		所在地	電話番号（0854）	利用定員	開所時間	保育短時間	受入年齢
公立保育所	川合保育園	川合	82-7433	20	7：30～18：30	8：00～16：00	生後５か月
	鳥井保育園	鳥井	84-8233	35	7：30～18：30	8：00～16：00	生後５か月
	温泉津保育所	温泉津	0855-65-2075	30	7：30～18：30	8：00～16：00	生後５か月
公立認定こども園	おおだこども園	大田	82-0887	30	7：30～19：00	8：00～16：00	生後５か月
私立認定こども園	認定こども園あゆみ保育園	大田	82-1791	130	7：00～19：30	8：00～16：00	生後57日
	認定こども園みどり保育園	宅野	88-3324	15	7：00～19：30	8：00～16：00	生後57日
	あけぼのこども園	久手	82-8823	70	7：00～19：30	8：30～16：30	生後５か月
私立保育所	仁摩保育園	仁摩	88-9100	80	7：00～19：30	8：30～16：30	生後57日
	いそたけ保育園	五十猛	87-0689	20	7：30～19：30	8：30～16：30	生後3か月
	相愛保育園	大田	82-0187	110	7：00～19：30	8：00～16：00	生後57日
	サンチャイルド長久さわらび園	長久	83-7171	120	7：15～19：30	8：00～16：00	生後57日
	久利保育園	久利	82-3988	50	7：30～19：30	8：00～16：00	生後57日
	たから保育園	長久	83-7880	45	7：30～19：30	8：00～16：00	生後57日
	こばと保育園	長久	82-6884	35	7：15～19：30	8：30～16：30	生後57日
	大森さくら保育園	大森	89-0299	20	7：30～18：30	8：30～16：30	生後3か月

※　開所時間には延長保育時間を含みます

3号（0～2歳）

◆地域型保育事業所（市認可）

施設名		所在地	電話番号（0854）	定員	開所時間	保育短時間	受入年齢
家庭的	すてっぷ2	大田	84-5531	5	7：30～18：30	8：00～16：00	生後3か月
	ステップ川合	川合	82-0120	5	7：30～18：30	8：00～16：00	生後3か月
事業所内	わんぱ～く保育園	大田	84-0200	12	8：00～18：00	8：00～16：00	生後３か月

※　詳しくは施設におたずねください

※　開所時間には延長保育時間を含みます